

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	はり・きゅう・マッサージ施術券の交付	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術費の助成に関する規則	
根 拠 条 項	第6条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>《はり・きゅう・マッサージ施術券の交付申請》</p> <p>徳島市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術費の助成に関する規則第6条 施設を利用しようとする被保険者は、はり・きゅう・マッサージ施術券交付申請書により、はり・きゅう・マッサージ施術券（以下「施術券」という。）の交付を市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請の際には、次に掲げる書類を提示し、又は添付しなければならない。</p> <p>(1) 資格確認書類（資格確認書その他の被保険者であることを証する書類をいう。）</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、施術券を当該被保険者に交付するものとする。</p> <p>4 交付する施術券の枚数は、当該被保険者1人について、1年度につき36枚以内とする。</p> <p>5 施術券は、汚損、破損等による引換えの場合を除き、再交付しないものとする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年12月11日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）